

大船渡市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、令和7年6月4日に大船渡市長から令和6年度財政援助団体等監査の結果に係る措置について通知を受けたので、これを公表する。

令和7年6月11日

大船渡市監査委員 鈴木 弘

大船渡市監査委員 船野 章

- 1 監査の結果報告 令和7年2月18日付け大船渡市監査委員告示第2号により公表
- 2 講じた措置内容 別紙のとおり

監査結果に基づく措置内容

対象	指摘事項	措置内容
大船渡市 社会福祉 協議会	1 指定管理者が市の承認を受けた利用料金を定めていない。	【地域福祉課】市による利用料金の承認 令和7年2月27日付けで指定管理者から承認申請があり、令和7年3月24日付けで承認した。
	2 指定管理者が免除基準を定めずに利用料金を免除している。	【地域福祉課】利用規約の整備 利用規約を定め、「9 利用料金の減免」として規定した。
	3 指定管理者が利用料を還付する際、仕様書で定められた方法で行われていない。	【地域福祉課】利用規約の整備 利用規約を定め、「10 利用料金の返金」として規定し、還付請求書の様式も定めた。
	4 指定管理者が提出する事業報告書に管理業務の実施状況が具体的に記載されていない。	【地域福祉課】事業報告書の様式の整備 新たに事業報告書の様式を定めた。
	5 指定管理者が利用促進事業と自主事業の整理をしていない。	【地域福祉課】利用促進事業と自主事業との明確化 指定管理者に利用促進事業と自主事業の区別の明確化及び整理を指示し、今後は事業報告書で報告を求めることとした。
	6 指定管理者の管理業務の実施状況の不記載及び利用促進事業と自主事業との整理について所管課が十分な確認や指導をしていない。	【地域福祉課】指定管理者との協議を実施 (1) 指定管理者と協議し、具体性のある事業報告書の様式を定めた。 (2) 指定管理者に利用促進事業と自主事業の区別の明確化及び整理を指示し、今後は事業報告書で報告を求めることとした。 担当：総務部財政課（財政担当） 保健福祉部地域福祉課